

総社市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月31日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第33号

総社市財産規則の一部を改正する規則

総社市財産規則（平成17年総社市規則第46号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第22条関係）				別表（第22条関係）			
設置場所		物品出納員	委任事務	設置場所		物品出納員	委任事務
略				略			
総合政策部	略			総合政策部	略		
	ふるさと納税推進室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部		ふるさと納税推進室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部
	復興推進室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部				
総務部	略			総務部	略		
	危機管理室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部		危機管理室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部
	人材育成推進室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部				
略				略			

附 則

この規則は、平成30年11月1日から施行する。